



しぶや青色

平成29年 7月号 第553号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

★ 8、9月のイベント情報 ★

=== 「融資個別相談会」開催のご案内 ===

近々に融資を受けようとしている方、また融資について種々の相談をされたい方は、ぜひこの機会にお気軽にご来所下さい。日本政策金融公庫の担当の方が対応いたします。

<日 時> 9月6日(水) 午後1時00分～4時30分

※予約制……お一人につき40分の予定です

<場 所> (一社)渋谷青色申告会館

<相談内容> 事業ローン・経営多角化ローン・教育ローン

<費 用> 無 料

※参考のため、過去2年間分の申告書・決算書、また設備資金の場合は「見積書」等をご持参下さい。

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

◆ 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ◆

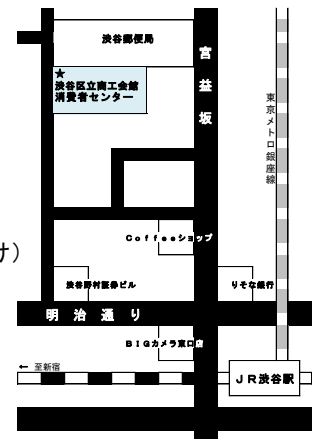
<日 時> 8月29日(火)・30日(水)

午前9時30分～12時30分 (不動産会員向け)

午後1時30分～4時30分 (一般会員向け)

<場 所> 渋谷区立商工会館6階クラブ室

<費 用> 無 料



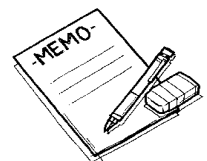
◆◆ 8月の税務相談日 ◆◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日 時> 8月16日(水) 午前10時00分～午後4時00分

<場 所> (一社)渋谷青色申告会館

<費 用> 無 料 (お一人約1時間を予定)



★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問合わせください。

1. 各種保険共済制度

- ・青色共済・医療保険・傷害保険・交通事故傷害・青色ガン・自動車保険
- ・自転車保険・火災共済・青色PL保険等

2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。
リゾートでゆっくりリフレッシュ。
ゴルフからお子様向け手作り工房などもお楽しみいただけます。

利用してね♪

3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

4. 三井生命保険の割引

個人で加入している三井生命の保険料が割引になります。
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。



5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！

東京都

国民年金基金は基礎年金に上乗せする公的な年金制度です。

～ 早めのご加入をお勧めいたします・お問い合わせは事務局まで～

税金がおトクで、今にゆとり ・ 年金が増えて、老後にゆとり

税金がお得

払う時も受け取る時も

基本は

終身年金

加入時に

年金額がわかる

万一の時には

遺族一時金

掛金が

変更出来る

<どんな人が加入できるの？>

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および

国民年金任意加入被保険者の方。

ご加入は任意ですが、いったん加入されると、ご自分の都合で任意に脱退または中途

解約することは出来ませんのでご注意ください。



国民年金基金のホームページから将来受け取る年金額のシュミレーションが出来ます

<http://www.npfa.or.jp>

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<①耐震化のための建替>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<②耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

<減免を受けるための手続き>



①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

青色共済ニュース

締切せまる！

健康チェックしてます

年に一度は、青色共済の「青色ドック」！

実施：平成29年9月5日(火) 9:00~
場所：渋谷区立勤労者福祉会館(昨年と会場が変わります！)

標準検査(13種類) + オプション検査14種類
今年から標準検査に男女共、血清アミラーゼ検査が加わりました。
詳細は事務局までお問い合わせください。

青色共済にご加入の方は3,000円割引になります。
ご加入でない方も受けられます。事務局までお問い合わせください。

